

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県教育委員会
委員長 箱崎安弘

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程（昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																								
<p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育長</td> <td>主管の室長又は総括課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>室長</td> <td>当該事務を担当する担当課長又は特命課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総括課長</td> <td>当該事務を担当する担当課長又は特命課長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>担当課長又は特命課長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>(室長等共通専決事項)</p> <p>第7条 本庁の室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	教育長	主管の室長又は総括課長		室長	当該事務を担当する担当課長又は特命課長		総括課長	当該事務を担当する担当課長又は特命課長	[略]	担当課長又は特命課長	[略]		<p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="3">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> <th>第3順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育長</td> <td>当該事務を担当する教育次長</td> <td>他の教育次長</td> <td>主管の室長又は総括課長</td> </tr> <tr> <td>室長</td> <td>当該事務を担当する課長、担当課長又は特命課長 室長があらかじめ指定する職員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総括課長</td> <td>当該事務を担当する課長、担当課長又は特命課長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長、担当課長又は特命課長</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>(室長等共通専決事項)</p> <p>第7条 本庁の室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	決裁権者	代決権者			第1順位者	第2順位者	第3順位者	教育長	当該事務を担当する教育次長	他の教育次長	主管の室長又は総括課長	室長	当該事務を担当する課長、担当課長又は特命課長 室長があらかじめ指定する職員			総括課長	当該事務を担当する課長、担当課長又は特命課長	[略]		課長、担当課長又は特命課長	[略]		
決裁権者		代決権者																																							
	第1順位者	第2順位者																																							
教育長	主管の室長又は総括課長																																								
室長	当該事務を担当する担当課長又は特命課長																																								
総括課長	当該事務を担当する担当課長又は特命課長	[略]																																							
担当課長又は特命課長	[略]																																								
決裁権者	代決権者																																								
	第1順位者	第2順位者	第3順位者																																						
教育長	当該事務を担当する教育次長	他の教育次長	主管の室長又は総括課長																																						
室長	当該事務を担当する課長、担当課長又は特命課長 室長があらかじめ指定する職員																																								
総括課長	当該事務を担当する課長、担当課長又は特命課長	[略]																																							
課長、担当課長又は特命課長	[略]																																								

- (4) 室長又は総括課長の職務を代理する担当課長の順位に関すること。
- (5) 担当課長及び特命課長（以下第6号及び第7号において「担当課長等」という。）の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (6) 担当課長等の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (7) 担当課長等の休暇及び所属職員の服務(休暇を除く。)に関すること。
- (8) 担当課長(企画担当課長、予算財務担当課長、学校施設担当課長、学校企画担当課長、高校改革担当課長、文化財・世界遺産担当課長、小中学校人事担当課長及び県立学校人事担当課長を除く。)及び特命課長の服務(前3号に掲げる事項を除く。)に関すること。

(9)～(13) [略]

2 前項に定めるもののほか、総括課長は、直接事務を担当する場合に限り、次条各号に掲げる事項を専決することができる。

(担当課長等共通専決事項)

第7条の2 担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(15) [略]

(教育企画室の担当課長の専決事項)

第8条 教育企画室の分掌事務について、担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

企画担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 指定統計その他の統計調査の実施及びその結果の公表に関すること。

(3)～(16) [略]

学校施設担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 教育財産(県立幼稚園に係るものを除く。)の使用許可又は貸付けに関すること。

(5)～(8) [略]

(学校教育室の室長等の専決事項)

第9条 学校教育室の分掌事務について、室長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1)～(3) [略]

学校企画担当課長専決事項

(4) 室長又は総括課長の職務を代理する課長又は担当課長の順位に関すること。

(5) 課長、担当課長及び特命課長（次号及び第7号において「課長等」という。）の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(6) 課長等の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(7) 課長等の休暇及び所属職員の服務(休暇を除く。)に関すること。

(8) 担当課長及び特命課長の服務(前3号に掲げる事項を除く。)に関すること。

(9)～(13) [略]

2 前項に定めるもののほか、学校教育室長及び総括課長は、直接事務を担当する場合に限り、次条各号に掲げる事項を専決することができる。

(課長等共通専決事項)

第7条の2 本庁の課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(15) [略]

(教育企画室の課長の専決事項)

第8条 教育企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

企画課長専決事項

(1) [略]

(2) 基幹統計その他の統計調査の実施及びその結果の公表に関すること。

(3)～(16) [略]

学校施設課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 教育財産の使用許可又は貸付けに関すること。

(5)～(8) [略]

(学校教育室の室長等の専決事項)

第9条 学校教育室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 授業力向上研修の修了認定に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。

学校企画課長専決事項

(1)～(4) [略]

義務教育担当課長専決事項

(1) 県立幼稚園並びに市町村立の幼稚園及び小中学校における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（スポーツ健康課及び産業教育担当の所掌に属するものを除く。）。

(2) 県立幼稚園並びに市町村立の幼稚園及び小中学校の教員の研修の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

高校教育担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

[略]

産業教育担当課長専決事項

(1) 市町村立の小中学校及び県立高等学校におけるキャリア教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること。

(2) [略]

(生涯学習文化課の総括課長等の専決事項)

第10条 生涯学習文化課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

文化財・世界遺産担当課長専決事項

(1)～(8) [略]

(スポーツ健康課の総括課長等の専決事項)

第11条 スポーツ健康課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

施設・学校健康担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 県立幼稚園の園児並びに県立学校の児童及び生徒の保健管理に関すること。

(5)・(6) [略]

(教職員課の総括課長等の専決事項)

第12条 教職員課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 主査相当職以下の職員（指導主事、経営指導主事、社会教育主事、社会教育主事補及び保健体育主事を除く。）及び学校職員（校長、教頭及び主任主査相当職以上の事務職員を除く。）の任免に関すること。

(2)～(7) [略]

(8) 教育職員免許状の授与に関すること。

(1)～(4) [略]

義務教育課長専決事項

(1) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（スポーツ健康課及び産業教育担当の所掌に属するものを除く。）。

(2) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校の教員の研修の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

高校教育課長専決事項

(1)・(2) [略]

[略]

産業教育担当課長専決事項

(1) 市町村立の小中学校並びに県立中学校及び県立高等学校におけるキャリア教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること。

(2) [略]

(生涯学習文化課の総括課長等の専決事項)

第10条 生涯学習文化課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

文化財・世界遺産課長専決事項

(1)～(8) [略]

(スポーツ健康課の総括課長等の専決事項)

第11条 スポーツ健康課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

施設・学校健康担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 県立学校の児童及び生徒の保健管理に関すること。

(5)・(6) [略]

(教職員課の総括課長等の専決事項)

第12条 教職員課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 主査相当職以下の職員（指導主事、経営指導主事、社会教育主事、社会教育主事補及び保健体育主事を除く。）及び学校職員（校長、副校長、教頭、主任指導教諭、主幹教諭及び指導教諭並びに主任主査相当職以上の事務職員を除く。）の任免に関すること。

(2)～(7) [略]

(8) 教育職員免許に関すること（教育職員免許状の取上

(9)～(12) [略]

人事給与担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 市町村立小中学校の非常勤事務職員及び県立学校(県立幼稚園を除く。)の非常勤職員(事務職員、学校栄養職員及び技能職員等に限る。)の配置に関する事。

(5) 県立学校(県立幼稚園を除く。)の臨時的任用教職員(事務職員及び学校栄養職員に限る。)の任免に関する事。

(6) [略]

(7) 職員及び県立学校(県立幼稚園を除く。)の職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関する事(事務職員、技術職員及びその他の職員に係るものに限る。)

(8) 職員及び県立学校(県立幼稚園を除く。)の職員の自己啓発等休業の承認に関する事(事務職員、技術職員及びその他の職員に係るものに限る。)

(9)～(11) [略]

[略]

小中学校人事担当課長専決事項

(1) 県立幼稚園の臨時的任用職員の任免に関する事。

(2) 県立幼稚園の職員の大学院修学休業の許可に関する事。

(3) 県立幼稚園の職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関する事。

(4) 県立幼稚園の職員の自己啓発等休業の承認に関する事。

(5) [略]

県立学校人事担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 県立学校(県立幼稚園を除く。)の臨時的任用教職員(事務職員及び学校栄養職員を除く。)の任免に関する事。

(3) 県立学校(県立幼稚園を除く。)の職員の大学院修学休業の許可に関する事。

(4) 県立学校(県立幼稚園を除く。)の職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関する事(事務職員、技術職員その他の職員に係るものを除く。)

(5) 県立学校(県立幼稚園を除く。)の職員の自己啓発等休業の承認に関する事(事務職員、技術職員その他の職員に係るものを除く。)

(教育事務所長の専決事項)

第13条 [略]

げ処分に関するものを除く。)。

(9)～(12) [略]

人事給与担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 市町村立小中学校の非常勤事務職員及び県立学校の非常勤職員(事務職員、学校栄養職員及び技能職員等に限る。)の配置に関する事。

(5) 県立学校の臨時的任用教職員(事務職員及び学校栄養職員に限る。)の任免に関する事。

(6) [略]

(7) 職員及び県立学校の職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関する事(事務職員、技術職員及びその他の職員に係るものに限る。)

(8) 職員及び県立学校の職員の自己啓発等休業の承認に関する事(事務職員、技術職員及びその他の職員に係るものに限る。)

(9)～(11) [略]

[略]

小中学校人事課長専決事項

(1) [略]

県立学校人事課長専決事項

(1) [略]

(2) 県立学校の臨時的任用教職員(事務職員及び学校栄養職員を除く。)の任免に関する事。

(3) 県立学校の職員の大学院修学休業の許可に関する事。

(4) 県立学校の職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関する事(事務職員、技術職員その他の職員に係るものを除く。)

(5) 県立学校の職員の自己啓発等休業の承認に関する事(事務職員、技術職員その他の職員に係るものを除く。)

(教育事務所長の専決事項)

第13条 [略]

2 前項各号に掲げるもののほか、盛岡教育事務所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 県立幼稚園の職員に係る諸願及び諸届の処理に関すること。

(2) 県立幼稚園の職員の扶養親族の認定に関すること。

(3) 県立幼稚園の職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関すること。

(4) 県立幼稚園の職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関すること。

(5) 県立幼稚園の職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関すること。

(6) 県立幼稚園の職員の寒冷地手当の支給区分の認定に関すること。

(7) 県立幼稚園の園則の制定又は変更の承認及び届の受理に関すること。

(8) 県立幼稚園の学期の変更の届に関すること。

(9) 県立幼稚園の休業日に関する届及び報告の処理に関すること。

(10) 県立幼稚園の教育財産の使用許可又は貸付けに関すること。

(11) その他前各号に準ずる軽易な事項に関すること。

(学校以外の教育機関の長共通専決事項)

第14条 学校以外の教育機関の長（博物館長及び美術館長を除く。次条及び第16条において同じ。）の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(17) [略]

2 [略]

(教育事務所の課長等共通専決事項)

第15条 [略]

(所長等指定職員専決事項)

第16条 [略]

(教育長指定職員の専決事項)

第17条 教育長が指定する職員は、次に掲げる事項のうちあらかじめ教育長が指定したものを専決することができる。

(1) 青少年の家に係る次の事項に関すること。

ア 児童等の団体宿泊訓練に係る使用の許可

イ [略]

(2) [略]

(学校以外の教育機関の長共通専決事項)

第14条 学校以外の教育機関の長（博物館長及び美術館長を除く。第16条及び第17条において同じ。）の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(17) [略]

2 [略]

(総合教育センター所長の専決事項)

第15条 総合教育センター所長は、授業力向上研修のうち教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項の修了認定に関することを専決することができる。

(教育事務所の課長等共通専決事項)

第16条 [略]

(所長等指定職員専決事項)

第17条 [略]

(教育長指定職員の専決事項)

第18条 教育長が指定する職員は、次に掲げる事項のうちあらかじめ教育長が指定したものを専決することができる。

(1) 青少年の家に係る次の事項に関すること。

ア 児童等の団体宿泊訓練その他の研修に係る使用の許可

イ [略]

(2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。